

■ 標準給与月額改定更新 加入者の状況別早見表

○標準給与月額改定にあたっては、5～7月の「給与月額」の平均を算定の基礎とします。8月1日時点の加入者の状況に照らし合わせて、「算定基礎額」欄の入力を行ってください。

○本俸が定められている加入者の場合 「給与月額」＝「本俸月額」となります。

○日給制や時給制の加入者の場合

①雇用契約上の月の勤務日数（または勤務時間数）が定められている場合は、それに基づいて「給与月額」を計算します。

②月によって勤務日数（または勤務時間数）が変わる場合は、支払額を「給与月額」とします。

○いずれの場合も、「給与月額」には、諸手当（地域手当、住宅手当、通勤手当、職能給、評価給等）は一切含めません。

加入者の状況		更新入力 の要否	算定基礎額の算出方法	備考
新規加入者	6月までに加入	要	5月～7月の給与月額の平均	6月加入など、3か月に満たない場合は、加入月～7月の給与月額の平均
	7月以降の加入	不要		「加入届」で届け出た算定基礎額が自動反映
他法人から 転入してきた 加入者	7月末までに転入	要	5月～7月の給与月額の平均	6月転入など、3か月に満たない場合は転入月～7月の給与月額の平均
	8月に転入	要	8月の給与月額	
	9月に転入	不要		転出元施設で届け出た算定基礎額により改定
他法人に転出 する加入者	7月末までに転出	不要		転入先施設において届出
	8月以降に転出	要	5月～7月の給与月額の平均	
同法人内から 異動してきた 加入者	7月末までに異動	要	5月～7月の給与月額の平均	
	8月に異動	要		
休職している 加入者	「休職届」提出済 (掛金請求を停止中)	要	休職前3か月の給与月額の平均	
	「休職届」未提出 (掛金納入継続中)	要	5月～7月の給与月額の平均	
復職する 加入者	7月までに復職	要	5月～7月の給与月額の平均	6月復職など、3か月に満たない場合は、復職月～7月の給与月額の平均を入力
	8月に復職	要	8月の給与月額	
退職(脱会) 予定の加入者	退会月が8～10月	要	5～7月の給与月額の平均	8月1日時点では、加入状態であるため届出が必要

※8月1日時点の加入者が「標準給与月額改定」画面に表示されない、すでに7月末までに退職した職員が表示されてしまう場合は、8月10日までに各種届出が必要。入力再開後（8月20日頃）には加入者情報が更新されるので、その時点で算定基礎額の入力を行う。

※8月10日までに各種届出を行わなかった場合、既に退職した職員についても算定基礎額の入力が必要となる。9月10日までに「解除届」を行うことによって、決定通知書からは除外され、掛金請求も停止。